
新 東 工 場 整 備 運 營 事 業
入 札 説 明 書

令 和 3 年 1 1 月 1 0 日

長 崎 市

長崎市（以下「市」という。）は、新東工場整備運営事業（以下「本事業」という。）を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に準じて、DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施することとした。

新東工場整備運営事業 入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、本事業を実施する民間事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2）に適用されるものであり、本事業に係る入札の公告に基づく民間事業者の選定等については、関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

また、以下に示す書類は、本入札説明書と一体のものである。以下、本入札説明書及び下記の書類その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別に「入札説明書等」という。

要求水準書

落札者決定基準

様式集

基本協定書（案）

基本契約書（案）

建設工事請負契約書（案）

運営業務委託契約書（案）

本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の 3 つの契約をまとめて、以下「事業契約」という。

なお、市が令和 3 年 9 月 24 日に公表した「新東工場整備運営事業 実施方針」及び令和 3 年 10 月 1 日に公表した「新東工場整備運営事業 要求水準書（案）」は、本事業に関する方針等を示したものである。本事業に係る入札への参加を希望するものは、入札説明書等の内容を踏まえたうえで、本入札に参加するものとする。

目 次

第1章 用語定義	1
第2章 事業内容等	3
1 事業名	3
2 対象となる公共施設等の種類	3
3 公共施設等の管理者等の名称	3
4 事業目的	3
5 施設整備基本方針	3
6 事業概要	3
7 事業スケジュール（予定）	4
8 民間事業者が実施する業務の範囲	4
9 市が実施する業務の範囲	5
10 その他	6
第3章 入札参加に関する条件等	8
1 応募者の参加資格要件	8
2 応募者の参加資格審査	11
3 運営事業者の設立に関する要件	12
4 予定価格及び入札書比較価格	12
第4章 民間事業者の選定	13
1 落札者の決定に関する事項	13
2 契約締結に関する事項	13
第5章 入札手続き等	16
1 募集及び選定スケジュール	16
2 入札の手続き	16
3 本入札への参加に関する留意事項	21
4 落札者の決定及び公表	23
第6章 提出書類	24
1 参加資格審査申請書類	24
2 入札辞退時の提出書類	24
3 入札提出書類	24
第7章 提出書類作成要領	27
1 一般的事項	27
2 参加資格審査申請時の提出書類	27
3 入札書	27
4 提案書	27
5 施設計画に係る提案概要	28
6 留意事項	28
第8章 その他	30

1	事業の継続が困難となった場合の措置	30
2	必要事項等の追加	30
3	情報公開及び情報提供	30
別紙 1	事業スキーム図	31
別紙 2	市が民間事業者に支払う対価について	32
別紙 3	視点場の位置図	39
別紙 4	入札書等の提出用封筒作成要領	40
別紙 5	制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方	42

第1章 用語定義

本入札説明書で用いる用語を以下のとおり定義する。

用語	定義
運營業務	本事業のうち、本施設の運営に係る業務であり、運転業務、維持管理業務（運営マニュアル・維持管理計画の作成及び改定業務、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含むが、これに限らない。）、清掃業務、保安警備業務、環境管理業務等をいう。
運營業務委託契約	市と運営事業者との間で締結される契約をいう。
運営事業者	落札者の構成員が株主として出資設立する株式会社で、本施設の運營業務を目的とする特別目的会社（SPC：Special Purpose Company）であり、本施設の運營業務を担当する者をいう。
応募グループ	本事業の入札に一体として参加する企業グループをいう。
応募者	入札に参加する応募グループをいう。
基本協定	本事業開始のための基本的事項に関し、市と落札者との間で締結する協定をいう。
基本契約	本事業の実施に際し、市と民間事業者との間で締結する、相互の協力、支援等について定める契約をいう。
協力企業	応募グループに参加する企業のうち、運営事業者への出資を行わない者で、本事業の実施に際して、設計・施工業務及び運營業務のうちの一部を請負又は受託することを予定している者をいう。
建設請負事業者	落札者のうち、本施設の設計・施工業務を担当する単独の企業又は特定建設工事共同企業体をいう。
建設工事請負契約	市と建設請負事業者との間で締結する契約をいう。
建築物	本施設のうち、プラントを除く施設、設備をいう。
構成員	応募グループに参加する企業のうち、落札者の選定後、運営事業者への出資を行う者をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約、運營業務委託契約を総称して又は個別にいう。
地元企業	長崎市物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市建設工事等入札参加資格者名簿の名簿に地域区分が市内又は認定市内として登録がある者をいう。
処理対象物	一般廃棄物のうち、燃やせるごみ（可燃性粗大ごみを含む）、可燃残渣、（プラ容器包装、古紙類、資源、不燃）、農集汚泥、し渣等をいう。
審査会	PFI法に準じ、本事業の実施方針の策定、特定事業の選定、落札者の選定等に関する審議等を目的に市が設置する、学識経験者等で構成された「長崎市新東工場整備運営事業受注者選定審査会」をいう。
設計・施工業務	本事業のうち、本施設の設計・施工に係る業務をいう。
代表企業	応募グループに参加する企業のうち、代表して応募手続等を行う構成員をいう。
入札説明書等	市が本事業の実施に際して入札公告時に公表する本入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を総称して又は個別にいう。

用語	定義
売電電力量	本施設の発電電力量（可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用した発電量及び再生可能エネルギーによる発電量の計）から所内電力量（本施設で使用する電力量）及び周辺施設への送電電力量を差し引いた余剰電力量のことであり、電気事業者に売電を行うことができる電力量をいう。
不可抗力	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち、市及び民間事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味する。
プラント	本施設のうち、処理対象物を焼却処理するために必要な全ての機械設備、電気設備、計装制御設備等をいう。
本施設	本事業において設計・施工され、運営される新東工場（燃やせるごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣等の処理対象物を焼却処理するとともに、処理に伴い発生する余熱を利用して発電等を行うための施設）をいい、建築物、プラント及び構内道路等の外構の全てを総称していう。
本入札	本事業の入札（総合評価一般競争入札）をいう。
本入札説明書	「新東工場整備運営事業 入札説明書」をいう。
民間事業者	落札者を構成する全ての企業（構成員及び協力企業）と運営事業者との総称をいう。
要求水準書	「新東工場整備運営事業 要求水準書」をいう。
様式集	「新東工場整備運営事業 様式集」をいう。
落札者	応募者のうち、本事業を実施する者として選定された者をいう。
落札者決定基準	「新東工場整備運営事業 落札者決定基準」をいう。

第2章 事業内容等

1 事業名

新東工場整備運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

施設の種類	一般廃棄物処理場
建設地	長崎市戸石町 88 番地 10 を含む都市計画区域内（現東工場敷地内）
施設概要	処理対象物を受け入れ、焼却処理を行い、処理過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図る施設。
施設規模等	210t/日（105t/24h×2 炉）
処理方式	全連続燃焼式ストーカ方式
供用開始	令和 8 年 4 月 1 日（予定）

3 公共施設等の管理者等の名称

長崎市長 田上 富久

4 事業目的

本事業は、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用することにより、一般廃棄物処理施設である新東工場（エネルギー回収型廃棄物処理施設）の効率的かつ効果的な設計・施工及び運営・維持管理を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会を構築するためのエネルギー回収を進め、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

5 施設整備基本方針

- ア 長期安定稼働（基幹的施設整備を実施し 40 年以上の稼働を目標）
- イ 施設の安全性や安定的な稼働に対する住民の信頼性維持
- ウ 費用対効果に優れた整備運営
- エ エネルギー活用の最大化

6 事業概要

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を民間事業者が一括して行う D B O（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

市は本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

民間事業者は、市の所有となる本施設の設計・施工業務、運営業務に係る本事業を一括して行うものとする。

また、市は、本施設の長期安定稼働（基幹的施設整備を実施し 40 年以上の稼働を目標）を目指しており、民間事業者は 40 年以上の使用を前提として本事業を実施することとする。

なお、本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金の対象事業として実施する予定である。

(1) 事業期間

事業期間は、次のとおりとする。

- ・設計・施工期間：事業契約締結日の翌日（令和 4 年 9 月予定）から令和 8 年 3 月 31 日

までの約 42 ヶ月間（試運転期間を含む）

・運営期間：令和 8 年 4 月 1 日から令和 28 年 3 月 31 日までの 20 年間

(2) 契約の形態

市は、本事業開始のための基本的事項に係る、基本協定を落札者と締結する。

市は、基本協定に基づき、設計・施工業務及び運営業務を一括で委託し、もしくは請け負わせるために、本事業に係わる基本契約を民間事業者と締結する。

また、市は基本契約に基づき、民間事業者のうち建設請負事業者と本事業に係わる建設工事請負契約を、運営事業者と本事業に係わる運営業務委託契約をそれぞれ締結する。（本事業の事業スキームは、別紙 1 を参照のこと。）

7 事業スケジュール（予定）

本事業に関する必要なスケジュールは、以下を予定している。

ア 入札公告	令和 3 年 11 月 10 日
イ 落札者の決定	令和 4 年 6 月
ウ 基本協定の締結	令和 4 年 6 月
エ 事業契約の締結（本契約）	令和 4 年 9 月
オ 設計・施工開始	令和 4 年 9 月 (本契約の翌日)
カ 施設の完工及び引渡	令和 8 年 3 月 31 日
キ 供用開始	令和 8 年 4 月 1 日
ク 契約終了（委託期間 20 年間）	令和 28 年 3 月 31 日

8 民間事業者が実施する業務の範囲

民間事業者が実施する主な業務は、次のとおりとする。なお、具体的な業務の範囲については、要求水準書を参照すること。

また、民間事業者は、事業期間を通じ、市が行う循環型社会形成推進交付金の申請や行政手続等に対して協力するものとする。

(1) 事前業務

本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

また、市において地形測量、地質調査は実施済みであるが、民間事業者において追加調査が必要と判断する場合は、民間事業者の負担で調査を行う。現段階では、土壌汚染対策法における調査命令が出ないことを確認済みであるが、今後、調査等の対応が必要となった場合は、市の負担とする。

(2) 設計・施工業務

建設請負事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき、入札説明書等に規定する要求水準を満足する本施設の設計・施工業務を行う。また、本事業を行うために必要な許認可の取得を行う。

施工については、土木（造成含む。）及び外構工事、解体工事、建築物及び建築設備工事、

機械設備工事、電気計装設備工事、配管工事及びその他の関連工事を行う。

さらに、本施設の建設等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分及びその他の関連業務、手続き関連業務、本施設の試運転及び引渡し性能試験、運営マニュアルの作成業務等を行う。

(3) 運営業務

ア 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、入札説明書等に規定する要求水準を満足する処理対象物の計量、受け入れ、適正処理及び手数料徴収を行う。

なお、その際に、本施設の運営業務として受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務（運営マニュアルの更新・維持管理計画の作成、機能維持のための点検整備・補修・設備更新を含む。）、清掃業務、保安警備業務、環境保全業務、防災管理業務等を行う。また、事業期間終了まで支障なく本施設を稼働できるよう本施設の維持管理を行う。

イ 運営事業者は、集じん器、ボイラ及びその他排ガス処理系統に付着・堆積した灰（以下「飛灰」という。）並びに焼却灰（以下「焼却灰等」という。）については、貯留設備に搬入・貯留し、運搬車両への積込を行う。なお、焼却灰等の運搬処分は市が行う。

ウ 運営事業者は、可燃ごみの処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電等を行い、本施設の所内で利用するとともに、近隣の公共施設に電気及び高温水を供給する。

なお、発電された電力は市に属するものとし、電気を供給する各施設で使用する電力は無償で提供する。なお、計画的な休炉時における新東工場を除くその他施設の買電電力は市が実費精算を行う。また、施設の余剰電力に係る売電収入（再生可能エネルギー等電力量を含む。）は、市に属する。

民間事業者が提案した売電電力量を超える部分に相当する売電収入の 1/2 については、市は運営事業者に支払う（詳細は、別紙 2 を参照のこと。）ものとし、売電は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によるものとする。また、逆潮流は最大有効電力 3,800kW（ただし、一定力率運転 95%設定時）できるものとする。なお、売電電力量は、21,100 MWh/年以上で提案すること。

エ 運営事業者は、市民からの問い合わせ及び、本施設の見学希望者等（行政視察を除く）について、適切な対応を行うとともに、市が行う情報公開を積極的に支援する。

また、周辺住民からの意見や苦情について、市と連携して適切な対応を行う。

オ 運営事業者は、市と締結する運営業務委託契約に基づき、運営準備期間中（事業契約締結日の翌日（令和 4 年 9 月予定）から本施設が完成する令和 8 年 3 月 31 日まで）に、建設請負事業者が実施する本施設の試運転、予備性能試験及び引渡し性能試験において、これらの実施につき必要な協力を行う。

カ 運営事業者は、従業者に、建設請負事業者が実施する施設運営に係る教育訓練を受講させ、円滑に運営業務を開始できるようにする。

9 市が実施する業務の範囲

市が実施する主な業務は、以下のとおりとする。

(1) 用地の確保

市は、本事業を実施するための用地を確保する。

(2) 環境影響評価手続

市は、本事業に係る環境影響評価の手続きを行う。

(3) 住民への対応

市は、周辺住民からの意見や苦情について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(4) 処理対象物の搬入

市は、分別に関する指導等の啓発活動を行うとともに、処理対象物の搬入を行う。

(5) 焼却灰等の搬出・処分

市は、本施設で発生した焼却灰等を場外へ搬出し、処分する。なお、焼却灰等の積込みは民間事業者が行う。

(6) 本事業のモニタリング

市は、設計・施工段階において、設計・工事の監理を行う。また、運営段階において、本事業の実施状況の監視を行う。

(7) 施設見学者への対応

市は、一般見学者を除く行政視察等の対応について、運営事業者と連携して適切な対応を行う。

(8) 対価の支払い

市は、長崎市契約規則等に基づき、設計・施工業務に係る対価（建設費）を建設請負業者に、運營業務に係る対価（委託費）を運営期間にわたって運営事業者を支払う。（市が民間事業者を支払う対価については、別紙2を参照のこと。）

(9) その他

市は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請手続き等を含む行政手続等の対応を行う。民間事業者は、当該行政手続等について、必要資料の作成等の協力を行う。

10 その他

(1) 雇用・下請け人等の市内業者又は認定市内業者への配慮

ア 雇用については、長崎市内の人材の雇用に配慮するとともに、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

イ 下請負人等を選定する際は、長崎市内に本店を有する者（発注者が個人事業主の場合は、代表者が長崎市内に住民登録をしている者。以下「市内業者」という。）又は地元企業のうちの地域区分が認定市内に登録されている者（以下「認定市内業者」という。）を優先し選定するよう努めること。ただし、工事の性質等により市内業者又は認定市内業者に発注す

ることが適当でない場合は、長崎市内に営業所を有する業者を優先し選定するよう努めること。また、資機材等の調達、納品等においても同様とする。

ウ 地域の法人等の事業参加が可能な事業企画や、県産材の使用、地元雇用等の地域経済に配慮した提案に努めること。

エ 上記を踏まえ、本事業の入札価格に占める地元経済への貢献金額が少なくとも 30%以上となるような提案に努めること

(2) 関係法令等の遵守

民間事業者は、本事業を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない

第3章 入札参加に関する条件等

1 応募者の参加資格要件

応募者は、本事業を実施するために必要な能力と資本力を備えた応募グループとし、参加資格審査申請書の提出期限の日において、以下の要件を満たすこと。これを受け、市は応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

(1) 応募グループの要件

- ア 応募グループは、代表企業を含めた構成員及び協力企業から構成されるものとし、これら以外の応募グループへの参画は認めない。
- イ 応募グループの構成員は、運営事業者に出資を行う。
- ウ 応募グループは、1 (2) エに定める「本施設のプラントの設計・施工を行う企業」の (a) から (d) までの要件を満たし、かつ、運営事業者への出資比率が 50% を超える企業を代表企業と定める。
- エ 応募グループは、本事業の実施に際して、設計・施工業務、運営業務のうち主たる業務を請負い又は受託する協力企業を定めることができる。ただし、協力企業は、本施設のプラントの設計・施工の主たる業務を請負うことはできない。
- オ 応募グループの構成員又は協力企業のうち、1 法人以上は必ず、地元企業であること。
- カ 応募グループは、応募にあたり、代表企業、構成員及び協力企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにする。
- キ 参加資格審査申請書提出以降、代表企業、応募グループの構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、この限りでない。
- ク 応募グループの構成企業数は任意とするが、構成員及び協力企業は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。

(2) 応募者の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

全ての応募グループの構成員及び協力企業は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (a) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (b) 参加資格審査申請書の提出期限日における長崎市物品等競争入札有資格者名簿又は長崎市建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者。
- (c) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成 7 年 11 月 7 日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成 24 年長崎市告示第 85 号）の規定に基づく指名停止措置の期間中でない者並びに、長崎市事業所実態調査実施要領（平成 16 年長崎市告示第 305 号）及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱（平成 24 年長崎市告示第 829 号）の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (d) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、その審査を経て有資格

業者として認定され、(b) の名簿に登録された者で更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)

- (e) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (f) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全でない者。
- (g) 法人税、消費税及び地方消費税、市税を滞納していない者。
- (h) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者。当該刑に処せられた者である場合には、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過した者。
- (i) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びかかる者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本関係若しくは人事関係のある者^(注)でないこと。なお、本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者及び提携関係にある者は以下のとおりである。

- 株式会社エイト日本技術開発
- 豊原総合法律事務所
- 上記受託者及び協力会社の関係会社

(注) 本入札説明書において、資本関係のある者、人的関係のある者は、以下を意味する。

① 資本関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 親会社（会社法第 2 条第 4 号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第 2 条第 3 号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ii) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係のある者

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (i) 一方の会社の代表権を有する者（個人商店の場合は代表者。以下同じ。）が、他方の会社の代表権を有する者を現に兼ねている場合
- (ii) 一方の会社の代表権を有する者が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

イ 本施設の土木（造成含む。）、外構、既存建築物の解体及び建築物の設計を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の土木（造成含む。）、外構、既存建築物の解体及び建築物の設計を行う企業は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「建築士法」という。）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 本施設の土木（造成含む。）、外構、既存建築物の解体及び建築物の施工を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の土木（造成含む。）、外構、既存建築物の解体及び建築物の施工を行う企業は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）の規定に基づき建築一式工事及び土木一式に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 参加資格審査申請書の提出期限日において、市の資格者名簿（建設工事）における総合数値が下記の点数以上であること。
 - 建築一式工事 1,000 点
 - 土木一式工事 1,060 点
- (c) 本施設の建築物と同種又は類似の施工実績（ごみピット等の地下構造物の施工実績を含む）を有すること。
- (d) 建設業法の規定に基づく本工事の工種に係る監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。なお当該技術者については、参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して 3 か月以上の雇用関係にあること。

エ 本施設のプラントの設計・施工を行う企業

本施設のプラントの設計・施工を行う企業は、応募グループの代表企業であり、以下の要件を満たすこと。

- (a) 建設業法の規定に基づき清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (b) 参加資格審査申請書の提出期限日において、市の資格者名簿（建設工事）における「清掃施設工事」において、総合数値が 1,000 点以上であること。
- (c) 平成 23 年 4 月 1 日以降に稼働した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設）で、以下の条件を全て満たす廃棄物処理施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。ただし、熔融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。）のプラントに係る設計・施工工事の実績を元請として有し、3 年以上の運転実績があること。
 - ・ 1 炉あたり 100t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている。
 - ・ 4,000kW 以上の発電設備を有する。
- (d) 建設業法の規定に基づく本工事の工種に係る監理技術者について、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を専任で配置できること。なお当該技術者については、参加資格審査申請書の提出期限日を含め連続して 3 か月以上の雇用関係にあること。

オ 本施設の運転、維持管理を行う企業

応募グループの構成員又は協力企業のうち、本施設の運転、維持管理業務を担当する企業（運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業）は、以下の要件を満たすこと。同一業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- (a) 参加資格審査申請書の提出期限日において、発電設備を有し、1 炉あたり 100t/日以上規模かつ複数の炉で構成されている施設（全連続燃焼式ストーカ方式に限る。ただし、熔融炉をストーカ炉とは別に併設している施設を含む。）の参加資格審査申請書の提出日において 3 年以上の運転実績を有すること。
- (b) 前項の施設で 3 年以上の運転実績を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。

カ その他

- (a) 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- (b) 応募グループの構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係のある者は、他の応募者の構成員又は協力企業になることは認めない。
- (c) 同一応募グループが、複数の提案を行うことは認めない。

2 応募者の参加資格審査

- (1) 参加資格審査基準日は参加資格審査申請書受付最終日とする。各証明書類の有効期限は、参加資格審査基準日から起算して3ヶ月以内とする。
- (2) 参加資格審査基準日の翌日から入札提出書類提出日までの間に応募者の構成企業が参加資格を欠いた場合、当該応募者は入札に参加できない。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合は、当該応募者は、参加資格を欠いた構成企業に代わって、参加資格を有する構成企業を補充し、参加資格を審査のうえ、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成企業の参加資格審査基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 入札提出書類提出日の翌日から落札者決定日までの間に応募者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は当該応募者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表企業以外の構成企業が参加資格を欠いた場合で、市と協議のうえ、市がやむを得ない事情であると判断した場合は、この限りではない。
- (4) 落札者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に落札者の構成企業が参加資格を欠いた場合、市は落札者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (5) 暴力団等の排除に関する措置

ア 市は、応募者又は応募グループを構成する全法人（以下、「応募者等」という。）が次の各号のいずれにも該当しないことを確認するため、長崎県警察本部長（以下、「本部長」という。）に対して照会を行うことができるものとする。応募者等は、市の求めに応じて、照会に当たって必要となる事項について情報を提供しなければならない。

- (a) 応募者等が法人その他の団体（以下、「法人等」という。）である場合には、当該法人等について暴力団員が、役員として又は実質的に、経営に関与していること。
 - (b) 応募者等が個人又は個人事業者である場合には、当該個人又は個人事業者が暴力団員であること。
 - (c) 暴力団員を、相当の責任の地位にある者（役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人）として使用し又は代理人として選任していること。
 - (d) 応募者等又はその役員その他相当の責任の地位にある者（以下、「役員等」という。）が、自己、自己が経営する法人等、自己が所属する法人等又は第三者の利益を図るため又は第三者に損害を与えるために、暴力団の威力を利用していること。
 - (e) 応募者等又はその役員等が、暴力団又は暴力団員（以下、「暴力団等」という。）に金銭的な援助を行い、その他経済的な便宜を図っていること。
 - (f) 応募者等又はその役員等が、暴力団等に関係する事業者であることを知りながら、当該事業者と契約の一部を履行させ、その他当該事業者を利用していること。
 - (g) 応募者等又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- イ 応募者等が本事業の契約者（応募者又は応募グループを構成する全法人（特定建設工事

共同企業体の構成メンバー又は特別目的会社の出資者を含む。)) となった場合において、市は、本部長からの回答又は通報に基づき、本事業の契約者が前各号の一に該当する事実が明らかになったときは、事業契約を解除することができるものとする。

3 運営事業者の設立に関する要件

落札者の構成員は、事業契約の仮契約締結までに本施設の運営事業を担当させるために運営事業者を特別目的会社として設立すること。その際、構成員以外の者からの運営事業者への出資は認めない。

運営事業者の設立及び運営に関し、運営事業者の株主が締結する株主間契約が、次の各号に定める事項を満たすこと。

- (1) 運営事業者は、会社法に規定される株式会社とし、本社住所地を長崎市内とすること。
- (2) 運営事業者の資本金は、設立時から事業期間を通じて、一定額以上維持すること。
- (3) 応募グループの代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて 100 分の 50 を超えるものとする。
- (4) 応募グループの代表企業は、運営事業者の資本金を、設立時から事業期間を通じて、議決権付普通株式の保有割合に応じた一定額以上維持すること。
- (5) 運営事業者への出資金は、運営開始前（令和 8 年 3 月末）までに全額払い込むこと。
- (6) 運営事業者の株主は、市の同意なくして運営事業者の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。

4 予定価格及び入札書比較価格

本事業の予定価格及び入札書比較価格（予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た価格）は、次のとおりとする。

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 予定価格 | 30,351,200,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。） |
| 入札書比較価格 | 27,592,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。） |

(2) 留意事項

ア 予定価格及び入札書比較価格は、事業期間中に市が事業者に支払う建設費及び運営費（運営業務委託料）を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）である。

イ 予定価格及び入札書比較価格には、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ウ 入札価格が、入札書比較価格を超える場合、市は応募者を失格とする。

エ 本入札においては、最低制限価格は設定していない。

オ 予定価格の参考内訳額は、次のとおりである。

なお、参考内訳額は、設計・施工業務に係る対価、運営業務に係る対価について、市が想定した参考金額である。

（参考内訳額）

- ・設計・施工業務に係る対価：19,472,200,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
17,702,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）
- ・運営業務に係る対価：10,879,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
9,890,000,000 円（消費税及び地方消費税額を含まない。）

第4章 民間事業者の選定

1 落札者の決定に関する事項

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・施工段階から運営段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的かつ効果的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・施工、運営・維持管理等の提案内容、市の要求水準との適合性並びに事業計画の妥当性・確実性等の各面から総合的に評価する総合評価一般競争入札を採用する。

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした応募者の中から、上記の方法をもって落札者を決定する。

落札者決定にあたっての基準等は、落札者決定基準による。

(2) 提案書の審査

応募者から提出された提案書は、「長崎市新東工場整備運営事業受注者選定審査会（以下「審査会」という。）」において、専門的知見に基づいて審査を行い、落札候補者を選定する。

審査会委員は、以下のとおりである。

なお、応募グループの構成員、協力企業及びこの関係者が、落札者決定までの間に、審査会の委員に対し、当該落札候補者選定に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

No.	委員名	役職
1	荒井 喜久雄	公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
2	小野 純男	株式会社 福岡クリーンエナジー 調査役
3	後藤 明	株式会社 日本政策投資銀行九州支店 企画調査課長
4	高尾 忠志	九州大学持続可能な社会のための決断科学センター 特任准教授
5	鳥居 修一	国立大学法人熊本大学大学院先端科学研究部 教授
6	西久保 裕彦	国立大学法人長崎大学環境科学部 教授

(3) 落札者の決定

市は、審査会で選定された落札候補者について、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

(4) 入札結果の通知及び公表

入札結果は、落札者決定後、速やかに応募者に対して通知するとともに、市ホームページにおいて公表する。

2 契約締結に関する事項

(1) 基本協定の締結

市は、落札者決定後速やかに、落札者と本事業開始のための基本的事項に係る協議を行い、基本協定を締結する。（令和4年6月を予定）

(2) 運営事業者の設立

落札者は、基本協定後速やかに「第 3 章 3 運営事業者の設立に関する要件」に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 事業契約に関する協議及び事業契約の締結

市と民間事業者は、契約内容の協議を行い、以下のとおり事業契約を締結する。なお、各々の契約は、建設工事請負契約について市議会の議決を得た日をもって効力を発生する。

ア 基本契約

市と民間事業者は、本事業に係る基本契約を締結する。なお、基本契約は市と入札参加資格の審査申請書類において申請した全ての法人（特定建設工事共同企業体を結成する場合は特定建設工事共同企業体の構成メンバーを含む。）及び特別目的会社の連名により締結する。

イ 建設工事請負契約

市と建設請負事業者は、基本契約に基づき本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

ウ 運営業務委託契約

市と運営事業者は、基本契約に基づき本事業に係る運営業務委託契約を締結する。

(4) 契約を締結しない場合

ア 参加資格の欠如

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が参加資格を欠くこととなった場合、市は、落札者と事業契約を締結しないことができる。

イ 不公正入札

落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に、落札者の構成企業が次のいずれかに該当する場合、市は、落札者に書面で通知することにより事業契約について、本契約として成立させないことができるものとする。この場合において、落札者は、市の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税の 10 分の 1 に相当する金額の違約金を市に支払う義務を連帯して負担する。

なお、当該違約金の定めは、損害賠償額の予定ではなく、債務不履行により市が被った損害のうち、当該違約金により填補されないものがあるときは、その部分について市が落札者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、落札者の損害賠償債務も連帯債務となるものとする。

(a) 落札者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は落札者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札者に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。

(b) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が落札者又は落札者が構成事業者である事業者団体（以下「落札者等」という。）に対して行われたときは、落札者等に対する命令で確定したものをいい、落札者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本入札に

関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為としての事業活動があったとされたとき。

(c) 納付命令又は排除措置命令により、落札者等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本入札が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為があったとされた期間を除く。）に行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(d) 落札者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

ウ 留意事項

上記ア又はイにより事業契約に関し、本契約として成立させない場合、市は、落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。この場合、市は、審査会での総合評価値の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達したとき、随意契約により契約を締結することができる。ただし、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初の競争入札に付するときに定めた条件を変更することができないものとする。

(5) 費用の負担

契約書の作成に係る印紙代等、事業契約の契約書の作成に要する費用は、民間事業者の負担とする。

(6) 契約保証金

ア 設計・施工業務における保証

建設請負事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として契約締結日までに納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、建設工事請負契約書(案)を参照のこと。

イ 運營業務における保証

運營業務事業者は、運營業務委託契約に定める運営期間中に発注者が支払う各年度の委託費の 100 分の 10 以上の額を運営期間における各事業年度に関し、当該事業年度の開始日までに、契約保証金として納付するものとする。

なお、契約保証金の納付に代えることができる担保については、運營業務委託契約書(案)、を参照のこと。

(7) 違約金等

落札者は、自らの都合によって市と事業契約を締結しないときは、違約金として落札金額の 100 分の 5 に相当する金額を市に直ちに支払わなければならない。なお、市に生じた損害額が違約金の金額を超える場合には、落札者は、市に対して連帯して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。

落札者が特定建設工事共同企業体を結成し、既に解散しているときであっても、市は落札者の構成員に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、落札者の構成員は、市に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

第5章 入札手続き等

1 募集及び選定スケジュール

入札公告から事業契約締結までのスケジュールは、次のとおりを予定している。

日 程	内 容
令和3年 11月 10日 (水)	入札公告、入札説明書等の公表
令和3年 11月 10日 (水) ～ 11月 24日 (水)	入札説明書等に関する質問の受付 (第1回)
令和3年 11月 20日 (土) 又は 21日 (日)	現地見学会
令和3年 12月 8日 (水)	入札説明書等に関する質問への回答 (第1回) の公表
令和3年 12月 9日 (木) ～ 12月 17日 (金)	参加資格審査申請書及び参加資格確認書類等の受付
令和3年 12月 24日 (金)	参加資格審査結果の通知
令和4年 1月 11日 (火) ～ 1月 14日 (金)	対面的対話確認事項及び入札説明書等に関する質問受付 (第2回) の受付
令和4年 1月 下旬 (予定)	対面的対話の実施 (第2回質問への回答を兼ねる)
令和4年 2月 中旬 (予定)	対面的対話結果及び入札説明書等に関する質問回答 (第2回) の公表
令和4年 3月 25日 (金)	入札提出書類の提出期限
令和4年 5月	提案書の基礎審査
令和4年 6月	非価格要素審査の実施 (提案書に関するヒアリングの実施)
令和4年 6月	開札、入札価格審査の実施
令和4年 6月	落札者の決定及び公表
令和4年 6月	基本協定締結
令和4年 7月	事業契約仮契約締結
令和4年 9月	議会の議決
令和4年 9月	事業契約締結

2 入札の手続き

(1) 入札公告及び入札説明書等の公表

市は、令和3年11月10日(水)に入札公告し、入札説明書等を次のとおり公表する。

ア 公表日

令和3年11月10日(水)

イ 公表場所等

市ホームページにて公表する。

[市ホームページアドレス]

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/140000/149003/p037659.html>

(2) 現地見学会

建設地に関する現地見学会を次のとおり実施する。

ア 実施日

令和3年11月20日（土）及び令和3年11月21日（日）

イ 実施場所

長崎市戸石町88番地10を含む都市計画区域内（現東工場敷地内）

ウ 現地見学会への参加方法

現地見学会への参加希望者は、「現地見学会参加申込書」（様式第2号-1）及び「現地見学会に係る誓約書」（様式第2号-2）に必要事項を記入のうえ、令和3年11月10日（水）から令和3年11月15日（月）17時までに電子メールにより「第5章2（13）担当課」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申込みは受け付けない。

参加希望者は電子メールを送信後、電話により着信の確認を行うこと。市は日程の調整を行い、電子メールにより、現地見学会の日時、集合場所等を各提出者へ返信する。

なお、建設地は稼働中の東工場敷地内であるため、集合場所から建設地へは車輛で移動する。参加希望者が乗車する車輛は各自手配すること。参加希望者の車輛は普通自動車3台までとし、現地見学会への参加人数は、普通乗用車3台に乗車可能な人数を上限とする。また、見学会当日、本事業に関する質問は受け付けない。

(3) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出方法

入札説明書等に関する質問がある場合は、「入札説明書等に関する質問書」（様式第1号）に必要事項を記入の上、電子メールにより「第5章2（13）担当課」に提出すること。電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。

なお、文書形式は、Microsoft Excel（windows版）とすること。質問提出者は電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

イ 受付期間

(a) 第1回：令和3年11月10日（水）から令和3年11月24日（水）17時まで

(b) 第2回：令和4年1月11日（火）から令和4年1月14日（金）17時まで

なお、第2回の質問については、「第5章2（6）参加資格審査結果の通知」において、参加資格を有すると認められた応募者の代表企業のみ質問を提出することができるものとする。また、第2回の質問では、対面的対話の対象としたい確認事項以外の質問がある場合に提出するものとする。

(4) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は、以下の日程で市ホームページにおいて公表する予定である。電話及び口頭での回答等、個別の対応は行わない。

なお、本事業に直接関係しない質問、不当に混乱を招くことが危惧されると市が判断した質問については回答しない。

また、第2回の回答については、対面的対話の時間内に回答できなかった事項等の回答を含む場合がある。ただし、応募者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。

ア 公表日

- (a) 第1回：令和3年12月8日（水）
- (b) 第2回：対面的対話結果の公表日と同日

イ 公表場所等

市ホームページにて公表する。

ウ その他

市が掲示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

(5) 参加資格審査申請書類の提出

応募者は、次により参加資格審査の申請を行うこと。期限までに参加資格審査申請書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 提出書類

「第6章 提出書類 1 参加資格審査申請書類」に示すとおりとする。

イ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便も可）によることとし、提出期限内に必着とする。

ウ 提出場所

「第5章 2（13）担当課」を参照

エ 提出期間

令和3年12月9日（木）から令和3年12月17日（金）17時まで
（但し、土曜日、日曜日を除く）

(6) 参加資格審査結果の通知

市は、参加資格審査結果を、参加資格審査申請を行った応募者の代表企業に対して、令和3年12月24日（金）付（予定）で郵送により通知する。その際、入札提出書類の作成に必要となる受付グループ名を交付する。

なお、この段階では、参加資格を有すると認められた者の企業名及び企業数等については公表しない（審査講評公表時に公表する。）。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格審査の結果、参加資格がないと認められた者は、市に対して、参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

説明を求める場合は、その旨を記載した書面（様式自由。ただし、代表企業の代表者印を要する。）を提出すること。

市は、説明を求めた者の代表企業に対して、速やかに郵送により書面にて回答する。

ア 提出期限

令和4年1月7日（金）17時まで
（但し、土曜日、日曜日及び12月29日から1月3日を除く）

イ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便も

可) によることとし、提出期限内に必着とする。

ウ 提出場所

「第 5 章 2 (13) 担当課」を参照

(8) 対面的対話の実施

市は、参加資格を有する旨の通知を受けた応募者と個別に対話を行う。

応募者は、「対面的対話への参加申込書」(様式第 11 号-1) 及び「対面的対話における確認事項」(様式第 11 号-2) を記入の上、「第 5 章 2 (13) 担当課」に提出すること。なお、文書形式は、Microsoft Excel (windows 版) とすること。

対面的対話の時間は 90 分程度の予定とし、日時、場所や提出資料等の詳細を実施要領としてとりまとめ別途応募者の代表企業に郵送により通知する。

ア 提出期限

令和 4 年 1 月 11 日 (火) から令和 4 年 1 月 14 日 (金) 17 時まで

イ 提出方法

電子メールによる。応募者は、電子メールを送付後、電話により着信の確認を行うこと。

ウ 対面的対話の実施日

令和 4 年 1 月下旬 (予定)

エ 対面的対話の実施方法

- (a) 事前提出を受けた様式第 11 号-2 に基づき、市と応募者の対話を行う。対面的対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、応募者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。
- (b) 落札候補者選定の公平性を確保する観点から、対話の結果 (質問回答形式) は原則として公表する。ただし、応募者固有のノウハウ等に基づく内容については、公表しない場合がある。
- (c) 対話の結果 (質問回答形式) は、令和 4 年 2 月中旬に、代表企業の確認を得た上で、市ホームページに掲載する。

(9) 入札の辞退

応募者が本入札を辞退する場合は、入札提出書類提出期限までに、「入札辞退届」(様式第 10 号) を提出すること。

ア 提出期限

令和 4 年 3 月 25 日 (金) 17 時まで ※入札提出書類提出期限

イ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、書留郵便 (簡易書留郵便も可) によることとし、提出期限内に必着とする。

ウ 提出場所

「第 5 章 2 (13) 担当課」を参照

(10) 入札提出書類の提出

応募者の代表企業は、「第 5 章 2 (13) 担当課」へ、「第 6 章 提出書類 3 入札提出書類」に示す書類を次のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和4年3月23日（水）から令和4年3月25日（金）17時まで

イ 提出方法

持参又は郵送とし、その他の方法は認めない。郵送の場合は、書留郵便（簡易書留郵便も可）によることとし、提出期限内に必着とする。

(11) 提案書に関するヒアリング

提出書類の確認及び提案書の基礎審査に合格した応募者を対象として、審査会は、次のとおりヒアリングを行う。

なお、日時や場所等の詳細については、各応募者の代表企業に市から郵送にて通知する。

ア 開催日時（予定）

令和4年6月（予定）

イ 実施方法

ヒアリングは応募者毎に行い、時間は、1 応募者につき 90 分程度（応募者によるプレゼンテーション 30 分、質疑応答 60 分）を想定する。

(12) 開札

入札書の開札は、市において次のとおり行う。

なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各応募者の代表企業に郵送により通知する。

ア 開札日時及び開札場所

令和4年6月（予定）に市が指示する場所

イ 開札は、応募者の代表企業又はその代理人を立ち合わせて行う。立会いを行う者は、応募者の代表企業毎に1名とする。

また、代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状（開札の立会い）」（様式第17号）を当日持参することとする。

ウ 応募者の代表企業又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない市職員を立ち合わせて行う。

エ 開札場には、応募者の代表企業又はその代理人もしくはウに規定する立会職員及び入札事務に関係のある市職員（以下「入札関係職員」という。）及び審査会委員以外の者は、入場することができない。

オ 応募者の代表企業又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

カ 応募者の代表企業又はその代理人が開札場に入場しようとするときは、入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人は、開札に関する委任状をもって、身分証明書に替えることとする。

キ 応募者の代表企業又はその代理人は、入札関係職員が特にやむを得ない事情があると認められた場合を除き、開札場を退場することができない。

ク 開札場において、次のいずれかに該当する者は、当該開札場から退去させる。

(a) 公正な執行を妨げようとした者

(b) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

ケ 開札においては、入札価格が入札書比較価格の範囲内であるか否かの確認を行う。当該範囲内の入札書を提出した者がいないときは、入札の執行を取りやめる。

(13) 担当課

本事業の担当課は次のとおりである。

【長崎市 環境部 環境整備課】

住 所：〒850-8685 長崎市桜町 2-22

電 話：095-829-1257

F A X：095-829-1218

電子メール：shin_higashikojo@city.nagasaki.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/140000/149003/p037659.html>

3 本入札への参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

応募者は、独占禁止法等に抵触することのないように留意すること。

また、応募者は、本入札説明書に定めるもののほか、関係法令を順守すること。

(2) 入札提出書類の差替え等の禁止

応募者は、提出期限後における入札書及び入札提出書類の差換え及び再提出をすることができない。

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、入札参加資格を有するとの認定を取り消す。また、長崎市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 入札の延期等

市が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は、取り消すことがある。

(4) 入札提出書類の取扱いに関する事項

応募者が持参又は郵送した入札提出書類は、以下の方法により入札したものとする。

ア 入札書等

(a) 応募者は、入札書（様式第 14 号）及び入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3）（以下、「入札書等」という。）を持参したときは、市職員立ち会いのもと、応募者自ら所定の入札箱に投函するものとする。

また、入札書等を郵送したときは、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会い、市職員が所定の入札箱に投函するものとする。

なお、いずれの場合も入札書等を入れた封筒は開封せずに投函するものとする。

(b) 入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3）には、入札書（様式第 14 号）と整合をとった内訳金額等を記載し提出しなければならないが、万一入札書と入札価格参考資料に記載される合計金額が合致しないときは、入札無効とする。

イ 入札書等以外の提出書類

応募者は入札書等以外の入札提出書類を持参したときは、市職員立ち会いのもと、応募者自ら所定の受付箱に投函するものとする。

また、入札書等以外の入札提出書類を郵送したときは、当該入札事務に関係のない市職員が立ち会い、入札書等と分離したうえで、市職員が所定の受付箱に投函するものとする。

ウ 入札書等の保管

入札書等は開札の日までは開札せず、入札箱ごと厳封し、市において保管するものとする。

エ 代理人

(a) 応募者は、当該入札に係る代理人を定めたときは、委任状（様式第 8 号）を提出しなければならない。

(b) 応募者は、当該入札の他の応募者の代理人となることはできない。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当するときには、入札を無効とする。

ア 申請書又は提出資料において虚偽記載があった者のした入札

イ 入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

ウ 予定価格を上回る価格での入札

エ 入札金額を訂正した入札

オ 入札金額が確認できない入札

カ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に規定する錯誤の入札と認めた入札

キ 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のないものが入札をした入札

ク 入札に関する条件に違反する入札

ケ 入札者が同一事項について 2 通以上の入札をした入札

コ 2 人以上の者が入札の代理をした入札

サ 入札者が他の入札者の代理をした入札

シ 入札者が連合して入札をした入札

ス 入札に際し、不正の行為があつたと認められる入札

セ 入札書に記名押印その他必要な記載事項を確認できない入札

ソ 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により記入した入札

タ 入札書において記載される入札金額（総額）と入札金額の内訳に記載されるそれぞれの金額の合計が合致しない入札（様式第 14 号と、様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の記載金額の合計が合致しないとき。）

チ 入札金額内訳書の提出がない入札

ツ 前各号に掲げるもののほか、市が特に指定した事項に違反した入札

(6) 費用の負担

本入札に関して応募者が要する費用は、全てそれぞれの応募者の負担とする。

(7) 入札説明書等の承諾

応募者は、入札提出書類の提出をもって、入札説明書等の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

(8) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

なお、契約手続において使用する言語、単位、通貨単位、時刻も同様とする。

(9) 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は応募者に帰属するものとするが、審査結果の公表、展示、その他市がこの事業に関して必要と認める用途に用いる場合、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については本事業の審査結果公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(10) 特許権等

応募者から提出される書類（入札書類を含む全て）において、提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、建設材料、建設方法又は維持管理方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った応募者が負うものとする。

(11) 消費税に関する取扱

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

(12) 市が提示する参考資料の取扱い

市が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。

(13) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(14) その他

- ア 応募者が1者であった場合も、落札者決定基準に従い、入札提出書類の審査を行う。
- イ 市が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

4 落札者の決定及び公表

審査会において総合的に評価を行い、落札候補者を選定する。市は、落札候補者が、本事業を実施するに相応しいと判断した場合、落札者として決定する。

なお、提案内容の評価結果に対する問合せは受け付けない。

ア 公表日（予定）

令和4年6月

イ 公表場所等

市ホームページにて公表する。

「第5章2(13)担当課」を参照

第6章 提出書類

1 参加資格審査申請書類

次の提出書類を正本1部、副本（写）2部提出すること。

- | | |
|---------------------------|---------|
| (1) 参加表明書 | (様式第3号) |
| (2) 構成員及び協力企業一覧表 | (様式第4号) |
| (3) 予定する建設請負事業者の構成（必要により） | (様式第5号) |
| (4) 参加資格審査申請書 | (様式第6号) |
| (5) 委任状（代表企業） | (様式第7号) |
| (6) 委任状（代理人） | (様式第8号) |
| (7) 各業務を担当する者の要件を証明する書類 | (様式第9号) |

2 入札辞退時の提出書類

入札辞退時は、次の書類を1部提出すること。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 入札辞退届 | (様式第10号) |
|-----------|----------|

3 入札提出書類

入札時は、次の提出書類を指定の部数提出すること。

提出書類		部数
入札提出書類提出届及び要求水準に関する誓約書		各1部
入札書		1部
提案書	非価格要素に関する提案書	各15部 (正本1部、副本14部)
	施設計画図書	
	添付資料	
施設計画に係る提案概要		15部
提案書、施設計画に係る提案概要の電子データ (正本及び副本それぞれのデータを含むものとする。)		CD-R 3部

- | | |
|---------------------------------------|----------|
| (1) 入札提出書類提出届等 | |
| ア 入札提出書類提出届 | (様式第12号) |
| イ 要求水準に関する誓約書 | (様式第13号) |
| (2) 入札書 | (様式第14号) |
| (3) 非価格要素に関する提案書 | |
| ア 非価格要素に関する提案書 | (様式第15号) |
| (4) 施設計画図書 | |
| ア 施設概要（施設面積、主要施設の仕様等、施設計画の概要を整理すること。） | |
| イ 設計基本数値 | |
| (a) 施設計画基本数値 | |
| ① 物質収支 | |

- ② 熱収支
- ③ 用役収支
 - ・電力：設備動力（プラント、建築設備、照明設備等）、使用電力、契約電力、発電電力、料金等の各項目を明らかにすること。
 - ・給排水：プラント用、生活用について日使用量・日排水量を明らかにすること。
 - ・燃料：プラント用、生活用について日使用量を明らかにすること。
 - ・薬品：プラントで使用する薬品の日使用量を明らかにすること。
 - ・油脂類：プラントで使用する油脂類の年間使用量を明らかにすること。
- ④ 主要施設（機器）設計計算書
- ⑤ 受入ピット容量その他主要ピット容量
- ⑥ クレーン（ごみ、灰）のバケット容量及び稼働率（自動、手動運転）
- ⑦ 投入ホッパ容量
- ⑧ 処理能力曲線及び算出根拠
- ⑨ 燃焼室熱負荷（燃焼室寸法（図示）、容量等）
- ⑩ 燃焼室ガス滞留時間及び出口温度
- ⑪ 廃熱ボイラの能力
- ⑫ 蒸気復水器の能力
- ⑬ 発電設備容量
- ⑭ 減温塔の能力、容量
- ⑮ 排ガス処理設備の薬品使用量及び貯留量
- ⑯ 送風機関係の能力
- ⑰ 主要ポンプの能力
- ⑱ その他主要機器の容量及び能力計算
- ⑲ 負荷リスト（非常用電源負荷を明らかにすること。）

(b) 要求水準に対する設計仕様書（様式第13号-1）

ウ 図面【縮尺は、特に指定がある場合を除き、応募者にて見やすい縮尺に設定すること。】

- (a) 全体配置図【A3横】
- (b) 動線計画図【A3横】
- (c) 各階機器配置図（主要機器の名称を記載すること。）【A3横】
- (d) 機器配置断面図（縦断，横断図）【A3横】
- (e) 点検動線計画図（主要機器の名称記載）【A3横】
- (f) 主要機器組立図【A3横】
- (g) フローシート【A3横】
 - ① 対象廃棄物並びにその生成物及び副産物
 - ② 給水（上水、井水、再利用水、冷却水及び雨水）
 - ③ 排水（ごみピット排水、プラント排水、生活排水、下水道排水等）
 - ④ ボイラ給水、蒸気、復水及び純水
 - ⑤ 余熱利用
 - ⑥ 燃料
 - ⑦ 油圧及び圧縮空気
 - ⑧ 脱臭及び消臭
 - ⑨ 計装設備（他のフローシートとの兼用も可）

⑩ 建築設備（空調、換気、給排水、給湯、放送設備、火報等）

⑪ 情報処理システム

(h) 電気設備主回路単線系統図【A3 横】

(i) 建築一般図（各階平面図及び断面図）【A3 横】

(j) 建築仕上げ表

(k) その他提案する構造物等に関する図面【A3 横】

(l) 建築面積表（各階床面積及び各室床面積を明記すること。）

(m) パース（鳥観図、アイレベル（別紙 3 に示す視点場からのパースとする） 各 1 枚）【A3 横】

エ 工事工程【A3 横】

(5) 添付資料 (様式第 16 号)

以下に示す資料を添付資料として提出すること。このほか、要求水準に示す性能・機能を確認できる資料（運営を含む。）及び提案等の内容が確認できる資料（運營業務を含む。）がある場合には、添付資料にて取りまとめること。

・ 特定供給部品リスト

(様式第 16 号-1)

(6) 施設計画に係る提案概要【A3 横 1 枚】

施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとする。

・ パース図

・ 本施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元

・ 提案のコンセプト

・ 施設計画の特徴

第7章 提出書類作成要領

1 一般的事項

各提出書類を作成するに当たっては、様式集の各様式に記載されている指示に従うこと。

2 参加資格審査申請時の提出書類

参加資格審査申請時の提出書類を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じ（ファイル綴じ）として正本1部、副本（写）2部提出すること。

3 入札書

入札書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1) 入札書（様式第14号）は、封筒（別紙4参照。）に入れ、封かんして提出すること。

なお、入札価格参考資料（様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3）については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封印して提出すること（別紙4参照）。

(2) 入札価格は、事業期間にわたる設計・施工業務に係る対価、運營業務に係る対価を単純に合計した金額（現在価値換算前の実額ベース）とし、「別紙2 市が民間事業者に支払う対価について」に基づいて算定すること。

また、事業契約に規定する物価変動等に応じた改定は見込まないこと。

(3) 入札価格には、消費税及び地方消費税を加えないこと。

(4) 非価格要素に関する提案書（事業収支計画）との整合性を確保すること。

4 提案書

提案書を作成するに当たっては、特に市の指示がない限り、次の事項に留意すること。

(1) 非価格要素に関する提案書は、様式毎に様式集に示す所定のページ数とし、様式集の順番で1冊にまとめ、をA4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各15部提出すること。

文字サイズは11ポイント以上（図表は含めない）とし、1ページに概ね1,600字程度とすること。提案図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、市から送付された参加資格審査結果通知書に記載された「受付グループ名」（以下「受付グループ名」という。）を右下欄に記入する。

(2) 施設計画図書は、「第6章 3 (4) 施設計画図書」に記載した順番で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各15部提出すること。施設計画図書には、各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、受付グループ名を右下欄に記入する。ただし、「(b) 要求水準に対する設計仕様書」は分冊とすることも可とする。また、施設計画図面については次のとおりとする。

ア 図面は、JISの建築製図通則に従って作成すること。

イ 右下に図面名称及び受付グループ名を記入する。

(3) 添付資料は、様式集の順番（各添付資料の該当する様式が分かるようにまとめること。）で1冊にまとめ、A4版（A3版書類についてはA4版に折込み）・縦・横書き・片面・左綴じとして、各15部提出すること。

添付資料には各ページの下中央に通し番号（1/●～●/●）をふり、様式第16号（添付資

料の表紙)には、受付グループ名を右下欄に記入する。

- (4) 提案書のうち文章で記載するものについては、図表、絵、写真等を使用してよい。また、着色は自由とする。
- (5) ロゴマークの使用を含めて、構成企業かどうかにかかわらず、企業名がわかる記述を避けること。ただし、提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において企業名を明らかにすること(正本に構成企業の凡例をつける対応も可とする。)
- (6) 地元企業等による関心表明書は提出しないこと。
- (7) 各様式の記載事項については、様式間の不整合がないよう留意すること。
- (8) 市に提出する提案書の電子データは、PDF形式とし、非価格要素に関する提案書、施設計画図書(施設概要、設計基本数値)、施設計画図書(図面、工事工程)、添付資料、提案図書概要版ごとに様式集の順番でそれぞれ1つのPDFファイルにまとめて提出すること。電子データのサイズに応じてPDFファイルを複数に分割してもよい。また、PDFに加えて、様式集(Excel版)についてはMicrosoft Excel(Windows版、xlsx形式)も提出すること。
なお、市に提出する電子データには、印刷制限等のセキュリティ権限を設定しないこと(以下の資料についても同様とする。)

5 施設計画に係る提案概要

施設計画に係る提案概要を作成するにあたっては、特に市の指示がない限り、次のとおりとすること。

- (1) 施設計画に係る提案概要は、A3版・縦・横書き・1枚(片面印刷)とし、綴じずに15部提出すること。市に提出する電子データは、PDF形式とする。
- (2) 受付グループ名を右上隅に記載し、提案書と同様、企業名等が特定できる表現はしないこと。
- (3) 施設計画に係る提案概要には、下記の項目を含めるものとし、簡潔に記載すること。ただし、落札者決定後、議会等への報告のために落札者の施設計画に係る提案概要を使用するため、記載する内容に留意すること。特に、各応募者のノウハウに係る内容等については、各応募者の判断により、支障のない表現とすること。
 - ・ パース図
 - ・ 本施設の建築面積、延床面積、その他の施設諸元
 - ・ 提案のコンセプト
 - ・ 施設計画の特徴
- (4) 施設計画に係る提案概要は、定量化審査の対象にはしない。

6 留意事項

入札提出書類の作成にあたっては、次の条件を踏まえること。

(1) リスク管理の方針

本事業の実施における責任は、原則として民間事業者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、民間事業者と別途協議の上、市が応分の責任を分担する。

市と民間事業者との責任分担の程度や具体的な内容については、事業契約で定める。

(2) 保険

ア 市は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、建物総合損害共済（公益社団法人全国市有物件災害共済会）に加入する予定である。また、市が所有、使用、管理する施設の瑕疵や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害を担保する目的で、市民総合賠償補償保険（全国市長会 市民総合賠償補償保険）に加入する予定である。

なお、民間事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、市が加入する保険にて保険金が填補された場合は、市が民間事業者に対して行う損害賠償請求の金額からその分を控除するものとする。

イ 民間事業者の帰責事由によって損害が生じた場合には、市は民間事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、民間事業者を付保する保険金により填補された部分は控除されるものとする。

ウ 民間事業者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。

(3) 要求水準書範囲外の提案について

要求水準書に規定されている内容（業務範囲及び仕様）以外の提案については、予め入札説明書等に関する質問（第1回又は第2回）及び対面的対話において、市に確認し、了解を得たものに限り有効とする。

市の了解を得ずに提案を行った場合は、落札者決定基準に示す基礎審査において、失格とする場合があるので注意すること。なお、質問内容が応募者のノウハウに関する場合には、個別に回答するものとする。

(4) 電力に係る契約の締結者及び電力料金の算定について

電力に係る契約については、買電に係る契約は運営事業者が、売電に係る契約は市が、それぞれ電力会社と締結する。

入札時における買電に係る電力料金（基本料金、買電等）の算定においては、令和3年度の条件が運営期間にわたり継続するものとして算出すること。

なお、制度変更等に伴う電力料金等の取扱いについては、「別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方」のとおりとする。

(5) 業務の委託

民間事業者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、民間事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、第三者に委託し、又は請け負わせることについて、市の承諾を得た場合はこの限りでない。

第8章 その他

1 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 民間事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (a) 民間事業者の提供するサービスが、事業契約で定める民間事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、民間事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の実施を求めることができる。民間事業者が当該期間内に改善することができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- (b) 民間事業者が倒産し、又は民間事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。
- (c) (a) 及び (b) により市が事業契約を解除した場合、民間事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

イ 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (a) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、民間事業者は事業契約を解除することができる。
- (b) (a) により民間事業者が事業契約を解除した場合、市は、民間事業者に生じた損害を賠償する。

ウ 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他市又は民間事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び民間事業者双方は、事業継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前によるその旨の通知をすることにより、市及び民間事業者は、事業契約を解除することができる。

エ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

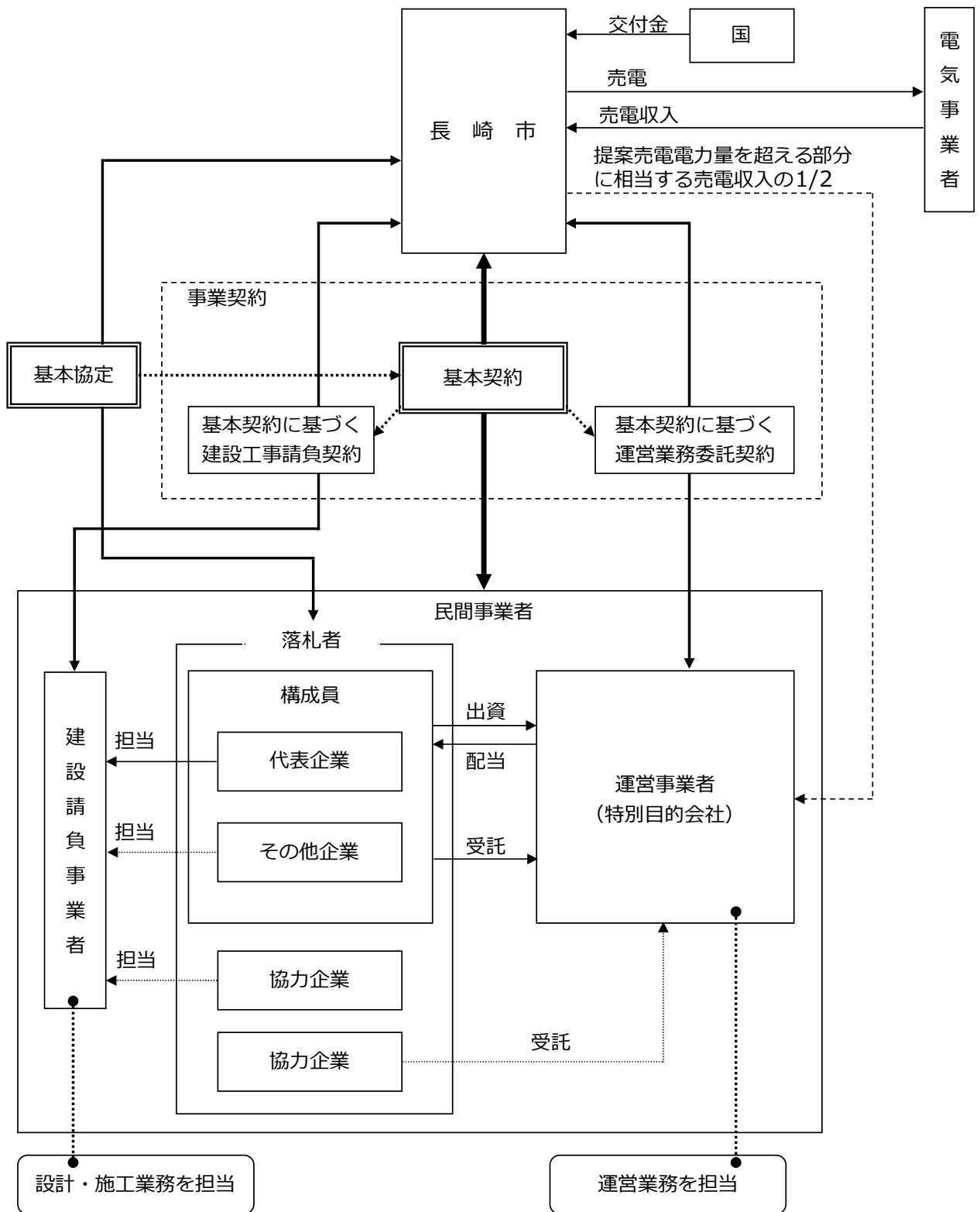
2 必要事項等の追加

本入札説明書に定めるもののほか、本入札にあたって必要な事項が生じた場合は、参加資格審査結果の通知前においては市ホームページにて公表するため、適宜、ホームページの確認をすること。また、参加資格審査結果の通知後においては、応募者の代表企業に通知する。

3 情報公開及び情報提供

長崎市情報公開条例に基づき情報公開を行う。また、本事業に係る情報提供は、適宜、ホームページ等を通じて行う。

別紙1 事業スキーム図



別紙2 市が民間事業者に支払う対価について

1. 設計・施工業務に対する対価

(1) 対価の支払い

市は、本施設の設計・施工業務に対する対価を、出来高に応じ、会計年度ごとに建設請負事業者に支払うものとする。各会計年度の支払限度額及び出来高予定額は、落札者の提案内容を踏まえて市にて作成し、契約書作成時に通知する。

この部分払いは出来高額の10分の9以内の額とする。

(2) 前金支払い

各会計年度ごとに、前金払いは出来高予定額の4割以内、中間前払い金は2割以内とする。

(3) 対価の見直し

建設工事請負契約書に示すとおりとする。

2. 運營業務に対する対価

(1) 対価の支払い

市は、本施設の運營業務に対する対価である委託費を、運営期間にわたって、毎月、運営事業者に支払う。ただし、運営準備期間中に建設請負事業者が実施する教育訓練を受講するために運営事業者に必要な費用は、建設請負事業者が運営事業者に支払う。

(2) 委託費の内訳

委託費は、次に示す固定費と変動費で構成される。

種類		概要	項目
固定費	固定費 i	人件費、事務費、負担金、保険料などの運営に関わる諸費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人件費（常勤、非常勤） ・ 事務費（旅費、消耗品、印刷、被服、役務、使用料等） ・ 負担金等（負担金、公課費及び税金等） ・ 保険等 ・ 利益等
	固定費 ii	運転管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気基本料金 ・ 電気使用料 ・ 水道基本料金 ・ 下水道基本料金 ・ 油脂類費 ・ 測定・分析費（排ガス、排水、灰等） ・ 建築設備保守費、清掃、環境整備費等
	固定費 iii	補修費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 点検・整備費、更新費、部品費等
変動費	変動的な運営費	ごみ処理量等によって変更が生じる用役費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道使用料、下水道使用料、燃料費、薬品費（ボイラ、排ガス処理、灰処理、給排水処理、脱臭用の薬品類）、その他費用

※計画的な休炉時における新東工場を除くその他施設の買電電力（電気使用料）は、市が

実費精算する。

また新東工場を除くその他施設の水道使用料及び下水道使用料は、市が実費精算する。

ア 固定費

民間事業者が提案した各年度の固定費(物価変動などによる増減額を加算した額)を12で除した金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合には、年度の最終月分で調整する。

イ 変動費

以下に示す方法で算定される金額とし、1,000円未満の端数が生じた場合及び実搬入量により求めた金額と差額が生じる場合には、年度の最終月分で調整する。

【算定式】

変動費 = 処理単価(円/t) × 処理量(t)

※ 処理単価：処理対象物の処理につき、民間事業者が提案した処理単価

※ 処理量：搬入物量から搬入禁止物量を除いた量

(注) 搬入物量及び搬入禁止物量は、計量機で計量された量とする。

(注) 「搬入禁止物」については、要求水準書を参照すること。

ウ 売電収入

施設の余剰電力に係る売電収入(再生可能エネルギー等電気量を含む。)は、市に属するものとする。

民間事業者が提案した売電電力量を超える部分に相当する売電収入の1/2については、市は運営事業者に支払うものとし、売電は「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」によるものとする。

(3) 委託費の支払い方法

ア 市は、以下の各号に示す算定式により、毎月末日締めで固定費及び変動費に係る委託費(月額)を算定し、運営事業者へ通知する。なお、固定費 i の減額がある場合には、その旨も併せて通知する。

(a) 固定費(固定費 i + 固定費 ii + 固定費 iii)

・ 4月分から翌年2月分まで

固定費 = 当該年度固定費 / 12

※ 1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

・ 3月分

固定費 = 当該年度固定費 - 当該年度4月分から翌年2月分までの固定費

(b) 変動費

変動費 = 処理単価 × 当該月処理量

※ 1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※ 処理量は、計量機で計量された処理対象物の量とする。

(c) 1つの減額事由につき、減額する固定費 i (減額事象に該当する場合)

・ 当該月の減額対象期間が1ヶ月以上である場合

減額する固定費 i = (a) で算定した固定費 i × 10%

※ 1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

・ 当該月の減額対象期間が1ヶ月未満である場合

減額する固定費 $i = \text{当該年度固定費 } i / \text{当該年度日数} \times 10\% \times \text{当該月減額対象日数}$

※ 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

イ 運営事業者は、前項の通知内容に異議がないときには、当該委託費の請求書及び月次の報告書を市に提出する。

ウ 市は、前項の請求書を受領後 30 日以内に、当該請求書に記載の委託費を民間事業者の銀行口座に入金する。

エ アの通知に対して運営事業者より異議の申出がなされた場合には、委託費の金額について、市と運営事業者で協議を行い、精算等を行う。運営事業者が、市からアの通知を受領した後 10 日以内に異議を申し立てないときは、異議がないものとみなす。

オ 委託費は、運営期間の開始日が属する月の翌月よりその支払いを開始する。

カ 当該月の固定費の支払対象期間が 1 ヶ月に満たない場合は、以下に示す算定式により、算定される金額を支払う。

固定費 = (当該年度固定費 / 当該年度日数) × 当該月支払対象日数

キ 運営事業者は、市が委託費を支払ったことによって、当該支払いより前に運営事業者が行った業務の実施に起因する不備等の責任を免れたとみなしてはならない。

3. 物価変動等による改定

(1) 設計・施工業務に対する対価

建設工事請負契約書に示すとおりとする。ただし、市は、国等からスライド条項の活用に係る通達等が出された場合で、建設請負事業者から申出等があったときには、誠意をもって協議を行うものとする。

なお、当該協議に際して、建設請負事業者は、建設工事請負契約書第 25 条に規定する具体的な運用に関して提案できるものとし、市は、その内容に合理性及び妥当性があると認める場合、前述の提案に基づき、請負代金額の見直しに係る協議を行うものとする。

(2) 運営業務に対する対価

市と運営事業者は、物価変動があった場合、委託費の改定に係る協議を行うことができる。

ア 物価変動等の指標

委託費の物価変動を計る指標として、対象費用ごとに以下の指標を用いる。

対象費用		指標
固定費 i	人件費	毎月勤労統計調査「調査産業計（事業所規模 30 人以上）／実質賃金指数（現金給与総額）」（長崎県県民生活部統計課）
	その他	「消費税を除く国内企業物価指数/総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 ii	電気料金	電気基本料金、電気料金単価
	水道料金	上下水道基本料金
	油脂類費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品化学工業製品／潤滑油」（日本銀行調査統計局）

対象費用		指 標
	その他（測定分析費、建築設備保守費、清掃、環境整備費）	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」（日本銀行調査統計局）
固定費 iii	補修費等	「消費税を除く企業向けサービス価格指数／機械修理」（日本銀行調査統計局）
変動費 単価	水道使用料	水道料金単価
	燃料費	「消費税を除く国内企業物価指数／石油・石炭製品／石油製品／燃料油」（日本銀行調査統計局）
	薬品費	「消費税を除く国内企業物価指数／化学工業製品／無機化学工業製品」（日本銀行調査統計局）
	その他	「消費税を除く国内企業物価指数／総平均」（日本銀行調査統計局）

イ 改定方法

(a) 1 回目の改定

委託費の1回目の改定は、以下の算式により算定する。

$a + 1 \text{ 年度における委託費} = a + 1 \text{ 年度の改定前の委託費} \times I_a / I_3$ $(Y_{a+1}) \quad (X_{a+1})$ <p> I_a : a - 1 年度の 9 月から a 年度の 8 月までの各改定指数の平均値 I_3 : 令和 3 年 9 月から令和 4 年 8 月までの各改定指数の平均値 (注) X_{a+1} は、運營業務委託契約締結時の固定費及び変動費に係る委託費を示す。 (注) Y_{a+1} は、1 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託費を示す。 (注) 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。 </p>
--

運營業務委託契約締結時の各改定指数の平均値（令和 3 年 9 月から令和 4 年 8 月までの平均値）と運営期間開始時の各改定指数の平均値（令和 6 年 9 月から令和 7 年 8 月までの平均値）の物価変動の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託費の改定を行う。

また、運営期間開始時の委託費の改定により、運營業務委託契約締結時と運営期間開始時の物価変動の差が 1.5 ポイントを超えない場合には、委託費の改定は行わない。この場合、1 回目の改定を行うまでは、各改定指数の令和 3 年 9 月から令和 4 年 8 月までの平均値を基準値とし、当該年度における各改定指数（前年度 9 月から当該年度 8 月までの平均値。速報値・確報値を問わず、10 月 20 日時点での最新値を用いる。）と基準値との増減の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託費の改定を行う。

なお、いずれの場合においても、委託費の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託費を、当該改定率で改定するものとする。

電気基本料金については、契約時の料金を基準値とする。

電気基本料金、電気・水道使用料については、改定指数の変動によらず、電力会社、水道事業者の料金設定の変更がある場合を対象とする。2 回目以降の改定についても同じとする。

(b) 2回目以降の改定

委託費の2回目以降の改定は、以下の算式により算定する。

$$\begin{array}{l} b + 1 \text{ 年度における委託費} = b + 1 \text{ 年度の改定前の委託費} \times I_b / I_a \\ (Z_{b+1}) \qquad \qquad \qquad (Y_{b+1}) \end{array}$$

I_a : a - 1 年度の 9 月から a 年度の 8 月までの各改定指数の平均値

I_b : b - 1 年度の 9 月から b 年度の 8 月までの各改定指数の平均値

(注) Y_{b+1} は、1 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託費を示す。

(注) Z_{b+1} は、2 回目の改定後の固定費及び変動費に係る委託費を示す。

(注) 改定率に小数点以下第 4 位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

前回の改定が行われた際 (a + 1 年度) に基準値との比較に用いた各改定指数 (I_a) を新たな基準値とし、当該年度における各改定指数 (前年度 9 月から当該年度 8 月までの平均値。速報値・確報値を問わず、10 月 20 日時点での最新値を用いる。) と基準値との増減の差が 1.5 ポイントを超える場合に、委託費の改定を行う。

なお、委託費の改定を行う場合には、当該年度の翌年度以降の各年度の委託費を、当該改定率で改定するものとする。

3 回目以降も、上記の考え方にに基づき、委託費の改定を行う。

ウ 改定時期

1 回目の改定に係る協議は令和 7 年度中に、2 回目以降の改定に係る協議は 1 回目の改定に係る協議以降毎年 10 月中に、翌年 4 月から始まる委託費の改定に係る協議を行う。

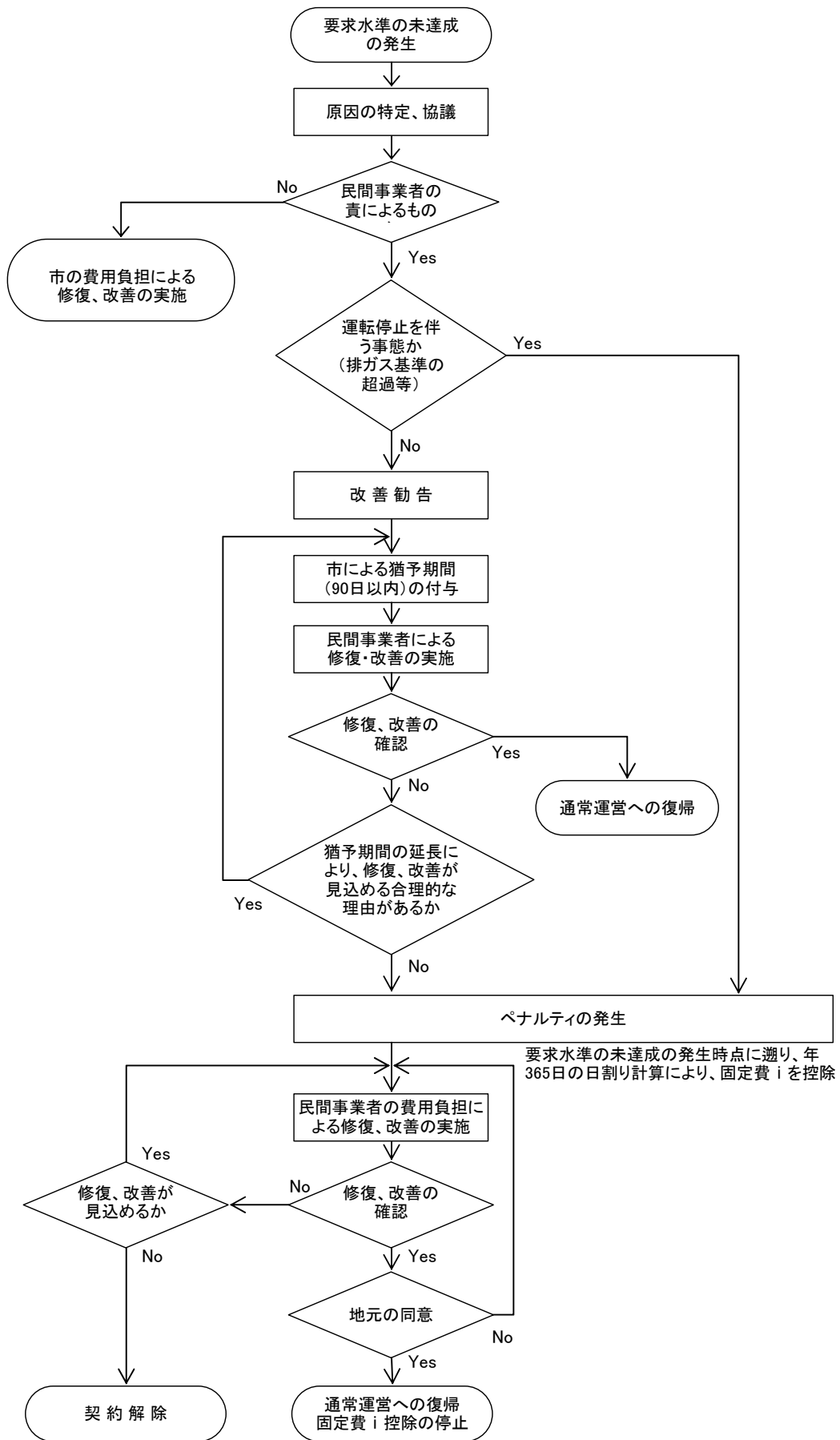
エ 例外的な改定方法の採用

固定費及び変動費を構成する費目のうち、ア～イによる改定方法が適当でないと市が認められた費目については、市と運営事業者が協議の上で別途改定方法を定めるものとする。

4. 要求水準未達成の場合の取扱い

民間事業者の責により、要求水準などを満たしていないことが判明した場合における対応に要する費用 (原因の究明及び責任の分析に要する費用、受け入れできない処理対象物の処理費用、計画外の補修等を行う費用を含む。) は全て民間事業者が負担するものとする。

また、要求水準の未達成等の場合の措置及び対価の支払いについては、以下のとおりとする。



(1) 運営に関する要求水準の未達成の場合

ア 運営に関する要求水準の未達成（売電電力量、焼却灰・飛灰の量及び地域貢献にかかる提案の未達成の場合を除く）が生じた場合、市は運営事業者に対して猶予期間を与え、改善策の提出、実施を求めることができる。この場合の猶予期間は90日以内とする。ただし、90日間の猶予期間が経過した後であっても、合理的な理由がある場合には、市は、運営事業者との協議を経て、猶予期間の延長を認める。

イ 排ガス基準値の超過等、施設の運転停止を伴う場合は、上記の猶予期間を与えない。

ウ 市は、90日以内の猶予期間が経過した時点で、改善が行われない場合は、改善が実施されるまで、運営事業者に支払う委託費（固定費*i*）を控除して支払う。

エ 委託費控除の程度は、1件の改善要求に対して固定費*i*の10%とし、改善要求による改善が完了したと市が認める日まで、年365日の日割り計算で固定費*i*から減額する。なお、複数の改善要求による固定費*i*の控除の限度は50%とする。

(2) 売電電力量に係る提案の未達成の場合

ア 各年度における売電電力量が、入札提案時に民間事業者が提案した量よりも減少した場合、市は運営事業者とその原因（ごみ質、ごみ量等）について協議を行う。

イ 協議の結果、売電電力量の減少の原因が運営事業者の責によるものと明らかになった場合は、その減少量を売電電力量にかかる提案未達成量とし、運営事業者は、その提案未達成量に1kWhあたり13円（消費税及び地方消費税額を含まない。）を乗じた額を、市に支払うものとする。

(3) 焼却灰・飛灰の量に係る提案の未達成の場合

ア 各年度における焼却灰、飛灰の量が、入札提案時に民間事業者が提案した量よりも増加した場合、市は運営事業者とその原因（ごみ質・ごみ量等）について協議を行う。

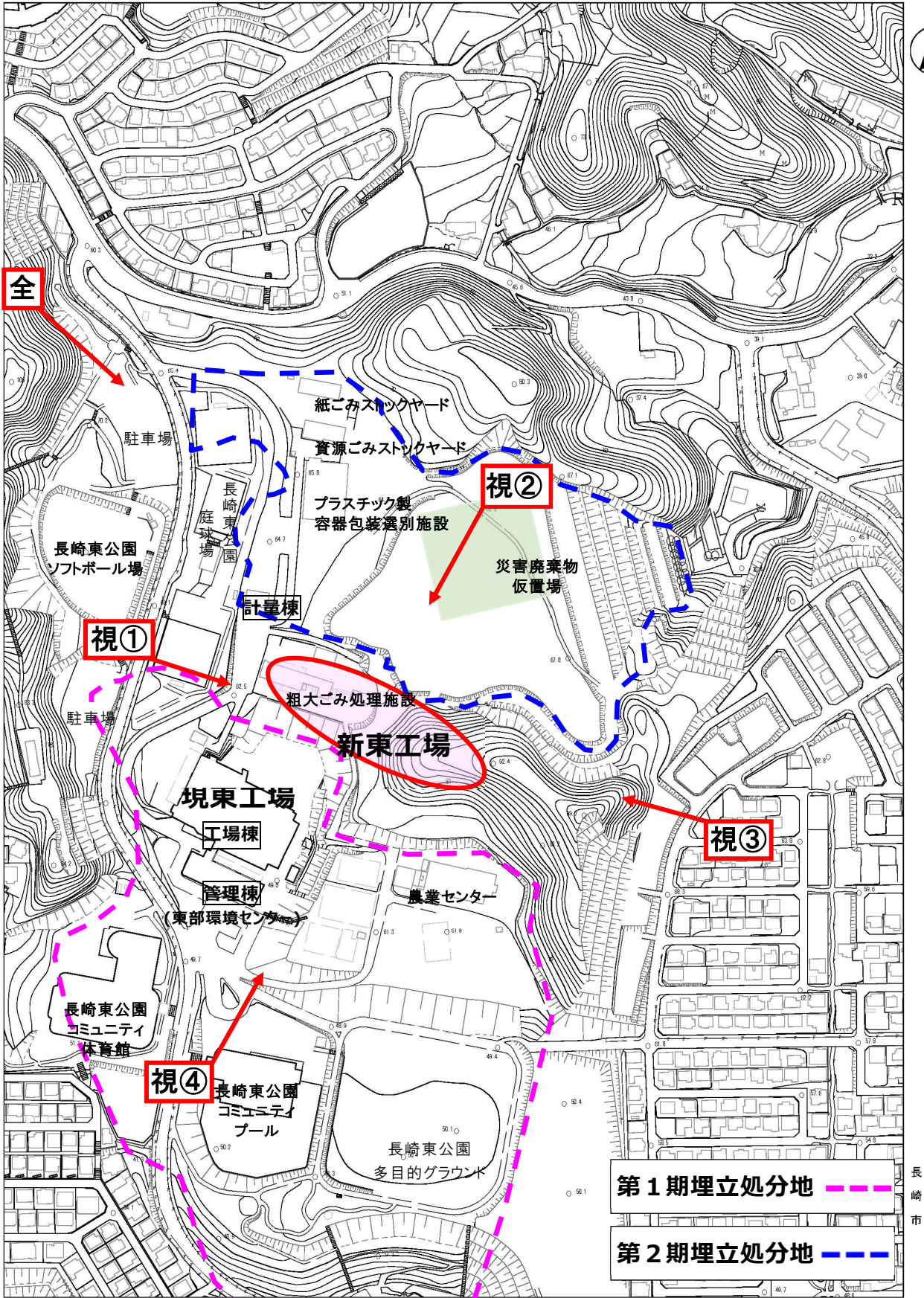
イ 協議の結果、焼却灰、飛灰の量の増加の原因が運営事業者の責によるものと明らかになった場合は、その増加量を副生成物にかかる提案未達成量とし、運営事業者はその提案未達成量に1トンあたり8,100円（消費税及び地方消費税額を含まない。）を乗じた額を、市に支払うものとする。

(4) 地域貢献に係る提案の未達成の場合

ア 入札提案時に民間事業者が提案した地域貢献に関する提案を、建設請負事業者又は運営事業者が遵守できない場合は、市は、建設請負事業者又は運営事業者と協議を行う。

イ 協議の結果、建設請負事業者又は運営事業者において提案を遵守できない合理的な理由が認められない場合、建設請負事業者又は運営事業者は、入札提案時に民間事業者が提案した金額と実際の金額との差額の50%に相当する額を市に支払うものとする。

別紙3 視点場の位置図



鳥観図：「全」からの視点とすること。

アイレベル：「視①」～「視④」の4方向からの視点とすること。

別紙4 入札書等の提出用封筒作成要領

1. 入札書の提出用封筒について

封筒：表

事業名	新 東 工 場 整 備 運 営 事 業
-----	---------------------

封筒：裏

○○○○グループ
代表企業
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「入札書」は、朱書きとすること。
- ・ 封筒の大きさは、長形3号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第14号を入れることとし、様式第14号別紙1、別紙2及び別紙3については、入札書の提出と同時に、入札書と別に封かんして提出すること。

2. 入札価格参考資料（様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3）の提出用封筒について

封筒：表

事業名	新 東 工 場 整 備 運 営 事 業
-----	---------------------

封筒：裏

○○○○グループ
代表企業
□□県□□市□□町□□番□□号
□□□□株式会社

その他

- ・ 縦書きも可とする。
- ・ 表面の「様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3」は、朱書きとすること。
- ・ 封筒の大きさは、長形 3 号（120mm × 235mm）とすること。
- ・ 封筒中には、様式第 14 号別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を入れること。

別紙5 制度変更等に伴って電気料金に変更が発生した場合の対応の考え方

制度変更等により電気料金に変更（基本的に基本料金及び従量料金を対象とする。）が発生した場合の対応の考え方は以下のとおりとし、具体的な負担方法は、市及び運営事業者の協議により決定する。

なお、提案時の不備等、事業者の責に帰すべき事由による変更は、含めないものとする。

また、下記の事象が同時に発生した場合には、表の上から順に整理を行うものとする。

表 電気料金の変更要因毎の基本的な対応の考え方（買電に係る契約）

No.	電気料金の変更要因	基本的な対応の考え方
1	制度の変更	変更によって生じる費用の増減は市の負担とする。
2	契約先の変更	変更によって生じる費用の減少は、市と運営事業者で、その効果を折半する。ただし、変更によって生じる費用の増加については運営事業者の負担とする。
3	物価変動に伴う変更	別紙2に基づいて対応する。
4	上記1から3以外の変更	市及び運営事業者の協議により決定する。

※ 売電に係る契約については、変更によって生じる負担は基本的に市が負うものとする。ただし、市が負うことが適当でない場合には、市及び運営事業者の協議により決定する。